

県税過誤納金の受領に関する委任状 確認事項

例年、記載・押印漏れ、不備、添付書類の不足などのため県税過誤納金の受領に関する委任状（以下「委任状」という。）を受領できず、納税義務者へ還付せざるを得ないケースが多発しております。内容、添付書類をよく確認し、提出期限に余裕をもって提出してください。

委任状は提出前に写しを取り、県税過誤納金の還付金を受領するまでの間、委任者・受任者の双方で保管してください。還付金の受領者の変更に伴う紛争については、委任者・受任者の間で解決するものとし、岩手県は何らの負担も負いません。

※ 令和8年4月からは課税集約により、自動車税は岩手県県税センター（以下「センター」という。）が担当となりますので必ずセンターへ提出してください。

様式については、岩手県税務課ホームページに新様式を掲載しておりますので、こちらで申請してください。（旧様式及び他県様式での申請は不可となります。）

<送付先・問合せ先> 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11-1
岩手県県税センター 管理課 Tel 019-629-6405・6407

1. 記入前の確認事項

過誤納金が発生しますか？

・ 自動車を抹消登録した際に月数分の税額のみを納付していた場合や、自動車税が未納の場合は、受領する還付金が発生しません。

受任者がセンターに委任状を提出する場合は、還付金の受領に関する権限が 受任者へ委任されることを委任者に説明済みですか？

・ 「還付金の受領に関する権限を委任した覚えはない」との苦情が寄せられることから「この書類を提出すると、委任者（納税義務者）は還付金を受け取れなくなる」ことをご説明いただき、委任者の了解のうえで記入をご依頼ください。

提出期限内に書類がセンターに届きますか？

・ 還付の事由（抹消登録等）が発生した日の属する月の翌月の第5営業日（郵送必着）までに提出してください。

・ 提出期限間際は、書類審査が混み合いますので、余裕をもってご提出ください。

2. 委任状の内容確認事項

委任者の住所（所在地）・氏名（法人名）は、委任者が自署しましたか？

・ 個人の場合は住所及び氏名について自署してください。

・ 法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名についてゴム印が使用できます。

□委任者の印は鮮明に押印されていますか？

・委任者の印を鮮明に押印してください。不鮮明ですと受理できません。

□受任者の住所（所在地）・氏名（法人名称）・代表者役職及び氏名は、正しく記入されていますか？

・法人の場合は、ゴム印が使用できます。法人の名称は「(株)」を「株式会社」と記載するなど、省略せずにご記入ください。

・法人の場合は担当者の名前をご記入ください。

□書類の訂正が必要な場合は委任者の訂正印が押されていますか？

・記入内容を訂正する場合には、委任者の訂正印が必要となります。

□4月1日時点の登録番号（ナンバー）が記入されていますか？

・4月1日時点で岩手県ナンバー（岩、岩手、盛岡、平泉）の車であるか確認をしてください。

□振込口座は正確に記入されていますか？

・金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義は通帳などをご確認いただき、正確にご記入ください。誤りがあると還付できません。

□充当に関する内容を確認されていますか？

委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、受任者に還付されない場合や充当後の残額が受任者に還付される場合があります（充当された結果は両者に通知されます）。

3. 添付書類の確認事項

□下記のいずれかの書類を添付しましたか？

・委任者欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書（写し可）

・委任者の運転免許証等の身分証明書（写し）

※官公署が発行した顔写真付きの書類

□還付金の発生事由を証する書類を添付しましたか？

・抹消登録の場合、登録識別情報等通知書又は輸出抹消仮登録証明書の写し

・重複納付の場合、関係する全ての領収書の写しを添付してください。

・スマートフォン決済アプリ又は地方税お支払サイトを利用して納付した場合は、委任状の余白に納付方法と手続き完了日を記入してください。

□委任者の氏名・住所が納税通知書と異なる場合は変更の経緯が分かる書類を添付しましたか？

・委任者の氏名・住所が納税通知書と異なる場合は、変更の経緯が分かる書類（住民票・戸籍の附票・登記簿謄本等の写し可）を添付してください。

□納税義務者本人が死亡（相続発生）した場合は追加書類を添付しましたか？

・納税義務者が死亡した場合は、相続人を委任者とすることができます。

別途、確認書類が必要となりますので事前にお問い合わせください。

4. 委任状の最終確認事項

□提出先は確認しましたか？

・管轄とは別の県税公所に提出された場合は、センターに転送しますが、提出期限までに転送が間に合わない場合、申請が無効となる可能性がありますのでご注意ください。

□注意事項

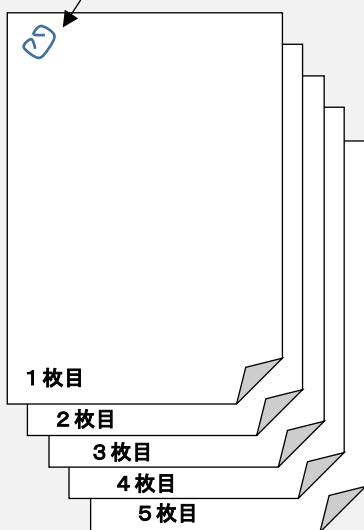
・この委任状を提出すると過誤納金は受任者に還付され、委任者には還付されませんのでご注意ください。

- ・添付書類等を委任状と別に電子メール・FAX等で提出することはできません。
- ・記入欄について、鉛筆等での落書きや不要な記載があるものについては、書類不備として返却します。
- ・記載や押印の漏れ・不備があった場合や添付書類が不足する場合、書類を受理することができないため、一式を返却します。期限までに再度提出してください。
- ・定められた期限を過ぎて提出された場合は、受理できません。この場合、納税義務者へ還付します。
- ・還付金に対して差押等の強制処分がされた場合、還付できないことがあります。

□提出書類の体裁について

・委任状1件ごとに添付書類を順に揃えて左上1カ所をホッチキス留めにしてください。

注) ホッチキスで留める場合は、左上留の1カ所をお願いします。



1枚目 県税過誤納金の受領に関する委任状

2枚目 印鑑登録証明書（写し）又は
運転免許証等の身分証明書（写し）

3枚目 登録識別情報等通知書（写し）又は
輸出抹消仮登録証明書（写し）

4枚目 住民票等（写し）

※委任者の氏名・住所が納税通知書と異なる場合

5枚目 その他追加で必要と認められる書類